

## 第12回産業福祉常任委員会会議録

平成23年11月18日(金)

開 会 午前 9時50分

閉 会 午前10時35分

---

### 会議に付した事件

#### 1. 町からの協議・報告事項について

##### 保健福祉課

清里町地域包括支援センター等の社会福祉協議会への移行について

「清里町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」及び「清里町障がい福祉計画」策定に係る清里町保健福祉計画策定委員会開催について

診療所医師人事について

北網圏における道東ドクターヘリの運航圏拡大について

##### 産業課

オートキャンプ場及び江南パークゴルフ場の利用状況について

清里町店舗出店等支援交付金事業実施要綱の一部改正について

緑清荘指定管理者応募状況について

#### 2. 道内所管事務調査について

#### 3. 意見書の検討について

TPP協定交渉参加に向けた関係国との協議開始に関する意見書(案)

#### 4. 次回委員会の開催について

#### 5. その他

---

### 出席委員(7名)

委員長	村 島 健 二	副委員長	澤 田 伸 幸
委員	田 中 誠	委員	加 藤 健 次
委員	勝 又 武 司	委員	池 下 昇
委員	前 中 康 男	議長	村 尾 富 造

---

欠席委員 なし

---

### 説明のため出席した者の職氏名

保健福祉課長	園部 充	保健G主幹	藤代 弘輝
産業課長	斉藤 敏美	商工観光・林政G総括主査	進藤 和久

---

### 職務のため出席した者の職氏名

事務局長 柏木 繁 延  
主 任 鈴木 由美子

---

### 開会の宣告

#### 委員長

第12回産業福祉常任委員会を開催したいと思います。

---

#### 村島委員長

まず、1点目の町からの協議・報告事項ということで、保健福祉課より、清里町地域包括支援センター等の社会福祉協議会への移行について。「清里町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」及び「清里町障がい福祉計画」策定に係る清里町保健福祉計画策定委員会開催について。

診療所医師人事について。北網圏における道東ドクターヘリの運航圏拡大について。この4件について説明願います。

#### 保健福祉課長

清里町地域包括支援センター等の社会福祉協議会への移行について、ご説明いたします。本件につきましては、産業福祉常任委員会には昨年9月と1月に報告させていただいております。今回もう一度、3つの事業についてご説明をさせていただきます。清里町地域包括支援センター・清里町指定介護予防支援事業所・清里町居宅介護支援事業所については現在、清里町の直営で運営しております。保健福祉課内の福祉介護グループの中に置いておりますが、このグループ8名の内、この3事業に4名、町職員3名と社会福祉協議会から派遣をいただいている職員1名の計4名で運営しております。地域包括支援センターにつきましては、名前のとおり介護に関わる総合的な相談支援や介護サービス、ケア、介護予防などに対する包括的・総合的なマネジメント支援を行っているところであります。老人福祉事業のほとんどの所の窓口部門をここで担っております。設置主体につきましては、法令により市町村又は市町村から委託を受けた社会福祉法人となっております。この地域包括支援センターの組織内に指定介護予防支援事業所を設置することと規定されておりまして、介護認定におきまして要支援1・要支援2に認定された対象者の介護予防サービス計画等を家族や対象者と相談しながら作成することを主な業務としております。介護認定を受けますと、要介護5・4・3・2・1と介護度がありまして、その下に要支援2・1があり、要支援1が手助けが少なく生活をしていけると言うことなのですが、その要支援1と2の介護予防サービス計画、いわゆるケアプランという言葉の方がなじみがあるかもしれませんが、ケアプランでどういうサービスを組み合わせるとお手伝いをしたら良いのかというようなことを作っていくというところです。現在はこの包括支援センターと、その中にある指定介護予防事業所を合わせまして、専任として保健師1名と兼任の社会福祉士、この職員は介護支援専門員、いわゆるケアマネージャーの資格も持っており、その者を配置しております。それから、指定介

護予防支援事業所につきましては、地域包括支援センターに中に置くものとしており、職員の兼務も認められていて、事業は2つですが組織としては1つとなります。それから3つ目になります清里町指定居宅介護支援事業所につきましては、介護認定におきまして要介護1から要介護5に認定された対象者の内、在宅で生活をされている方、施設入所外の方の介護サービス計画、ケアプランを家族や対象者と相談しながら作成することを主目的として運営しております。現在は、管理者に主任介護支援専門員、いわゆる主任ケアマネージャーを配置し、その下に選任の介護支援専門員1名と地域包括支援センターと兼務の職員を合わせて配置しています。設置主体につきましては、社会福祉法人、医療法人あるいは市町村となっております。これら事業の移行については、平成18年度の地域包括支援センターの設置時点から内部検討されてきた事案でありましたけれども、この以降につきましては、1つとしては、社会福祉協議会職員の中に介護支援専門員（ケアマネージャー）の有資格職員が増加してきたこと、受験資格を得るのに介護に5年以上携わるという受験資格が必要なのですが、そういう方も順調に育ってきたこと。それから2つ目としましては、社会福祉協議会の本部、あるいは老健きよさととの人事異動などによって、職員の福祉・介護に対するモチベーションの維持・向上が図られるのではないかと。3つ目としまして、町の直営における資格職員の固定化や有資格職員の供給の困難さ。これらの理由から、社会福祉協議会と移行について協議を行ってきたところでございます。実は、今年度4月からの社会福祉協議会への移行を目指していたところでしたが、社会福祉協議会の方から「移行にあたってはさらに内部での調整が必要であり、再検討の時間が必要」との意向が示され、時期を延長したところであります。その後の社会福祉協議会との調整の結果、先月10月17日に開催された社会福祉協議会理事会で、移行について合意をいただきました。移行後の安定した運営のために、人的あるいは財政的な支援を行いながら、平成24年4よりスタートしたいと思います。来年4月に向かっては、今派遣いただいている1名、それから町職員3名ですけれども、これを社会福祉協議会の職員2名、町からの派遣を逆に2名ということで、1名の入替えをしながら人員的な人数で頭数で1名の入替えをしながら、まずはスタートをしていきたいということで、今調整をしているところでございます。具体的なことが決まりましたら、またご報告をしまいたいと思います。

委員長、次も続けてよろしいでしょうか。

#### **村島委員長**

続けてどうぞ。

#### **保健福祉課長**

2点目の「清里町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」及び「清里町障がい者計画・障がい福祉計画」策定に係る清里町保健福祉計画策定委員会の開催について、ご説明をさせていただきます。今年7月に開催されました第5回産業福祉常任委員会において、それぞれの計画の策定要領により概要を説明させていただいたところです。本計画を審議していただきます清里町保健福祉計画策定委員は、学識経験者、関係機関・団体及び公募職員の中から町長が委嘱するとされているのですが、今回15人の方に委嘱し、委員の互選により委員長に岡本年行さん、副委員長に稲垣友子さん選出していただきまして、第1回委員会を10月27日に開催いたしました。第1回では、計画の趣旨、障がい者・高齢者に係る施策・制度及びこれまでの計画に対する実績を

ご説明いたしました。現在は、事務局である保健福祉課におきまして、それぞれ高齢者、障がい者のサービス見込量の取りまとめ、計画の素案の策定を行っているところでございます。今後12月中に、第2回の策定委員会を開催し、計画の素案を見ていただき、意見をいただきたいと考えております。

続きまして3点目、診療所医師人事についてご説明をさせていただきます。クリニックきよ里を開設している医療法人恵尚会より、院長を交代すべく、岩手県在住の医師と契約協議を行っている旨の報告がありました。その医師は、秋田県出身の34歳の方で、帝京大学医学部医学科を卒業された外科医師でございます。秋田県と岩手県の病院に勤務をされてございました。本人が10月12日～13日と本町に来町されて、診療所と町を視察されたということです。契約は今詰め段階に入っていると報告を受けました。まだ契約前のことですので予定になりますが、聞いているところでは、契約になれば来年1月より勤務をするとのこと。来年は1月4日より診療になりますので、4日より勤務ということになります。現在の霜澤院長につきましては今年いっぱい、12月29日まで診療をしていただけるということで伺っております。

4点目、北網圏における道東ドクターヘリの運航圏域拡大についてご説明いたします。ドクターヘリについては、常任委員会ではない場ではございますが、お聞き及びかとは思いますが、まずドクターヘリとは、救急医療用の医療機器を装備したヘリコプターで、救急医療の専門医師及び看護師が同乗し救急現場等に向かい、現場等から医療機関に搬送するまでの間、患者に救命医療を行うことができる専用のヘリコプターでございます。道内のドクターヘリ事業でございますが、札幌の手稲溪仁会病院を基地とする道央圏、旭川赤十字病院を基地とする道北圏、市立釧路総合病院を基地とする道東圏の3つの運航圏域で事業が行われています。オホーツク圏の状況は、遠紋、佐呂間町、遠軽町以北は、旭川赤十字病院を基地とする道北ヘリに加入しています。斜網地域、北見地域は運航圏域には含まれていません。北見地域とは北見保健所管轄ということですが、当初、北見地域につきましては、オホーツク圏でヘリの運航をしたいという考え方、あるいは道北ヘリへ入りたいという考え方を持っていたようです。一方、斜網地域は道東ヘリへの加入を望む町があり、斜網地域として釧路を基地とする道東ヘリへの加入について検討を行ってきたところ。ところが、今年に入って北見地域、斜網地域そろって釧路が基地である道東ヘリ事業に加入してはどうかという動きがあり、検討を始めたところでございます。加入に当たっては、デジタル無線の整備あるいは給油施設の整備などの費用負担を求められることが予想されます。どの程度負担に應じるか、応じる必要があるか、検討・調整が必要と考えております。これにつきましても、具体的などころが見えてきましたら、委員会の方にご報告をしたいと思っております。以上でございます。

#### **村島委員長**

ただ今の、保健福祉課の から について口頭説明を受けましたけども、何かございませんか。

#### **加藤委員**

まず、包括支援センターの社会福祉協議会への移行ということですが、現在、町職員が3名で対応している中から、今度は町職員が2名社会福祉協議会にこの部門に関して行くというスタンスであると。それは何年間派遣をする計画なのか。実質3名から2名に減らしていくというスタンスなのですが、この辺で町職員と社会福祉協議会の職員との兼ね合いという、いろんな問

題が出てくると思いますが、今、現時点でも社会福祉協議会の本部に職員を派遣している、あるいは老健にも派遣しているという中で、またこの包括センターに対して2名の派遣を永遠と続けていく格好で移行していくのか。この辺の考え方、捉え方というのは今後どうなのか。今の現時点で。

#### **保健福祉課長**

人的な支援につきましては、最大で5年と考えてございます。と申しますのは、法令上派遣が最大5年となっておりますので、その前にはスムーズに社会福祉協議会に人的なところでは移行したい。ただ、スパッと切替えるのでは、引継ぎや運営等がスムーズにいかないかと思っておりますので、徐々に入替えをしていく。人員的に支援については最大5年と考えてございます。

#### **加藤委員**

それはケアマネージャーの職員が5年以内ということで、一般職は関係ないということなのでしょうか。例えば、本部に行かれている職員の関係もあるのですが、その辺はどういう捉え方の違いがあるのですか。

#### **保健福祉課長**

この地域包括支援センター含めて3事業の移行の部分について5年と考えてございます。社会福祉協議会本部あるいは老健については、今のところ現時点では継続を考えておりまして、何年までということでは、具体的なことをお答えできるだけの準備ができてございません。以上でございます。

#### **加藤委員**

次の病院関係なのですが、院長が変わりそうですと今報告があったのですが、外科医だということで、診療科目の内容も変わってくるのか。あるいは外科医と言いながら、現状診ている内科の関係等についても十分可能なのか。その辺についても具体的にお願いします。

#### **保健福祉課長**

基本、内科診療ということで変わらないと考えてございます。経歴について伺ったところ、週4回の外来診療を経験していると。それから2次、3次の全科の診療も経験してきたということで、内科、外科ということで伺ってございます。

#### **池下委員**

34歳の医師に変わるということで良いのではないかと思います。救急に関してはスタンス的には変わらないということですか。

#### **保健福祉課長**

救急については、院長が若返るというところでかなり期待はしているところでありますが、今、契約に向かっているということで具体的な回答はいただいておりませんが、これも常に初期救急、1次救急については清里町の診療所ですということですので求めてまいりましたので、引き続き求め

てまいりたいと思って、期待してるところでございます。

**村島委員長**

他にありませんか。

(「なし」との声あり)

**村島委員長**

これで、保健福祉課終わります。ご苦労様でした。

**村島委員長**

それでは引き続きまして、産業課より オートキャンプ場及び江南パークゴルフ場の利用状況について、1ページから2ページ。清里町店舗出店等支援交付金事業実施要綱の一部改正について、3ページ。緑清荘指定管理者応募状況について、口頭説明のこの3点でございます。説明願います。

**商工観光・林政G総括主査**

それでは私の方から、オートキャンプ場及び江南パークゴルフ場の利用状況について、ご説明させていただきます。まず1ページ目の清里オートキャンプ場です。本年度のキャンプ場につきましては、6月17日～9月4日までの80日間営業いたしまして、今年は震災や高速道路無料化が終了したというような影響があったためでしょうか、利用者数につきましては2,294人と、前年度と比べまして519人マイナスという状況になりました。利用料収入につきましても303万710円と、前年度と比べまして78万6,330円のマイナスという実績で終了しております。続きまして2ページの江南パークゴルフ場です。本年度の江南パークゴルフ場につきましては、5月1日～11月3日までの187日間営業いたしました。利用者数につきましては8,416人と、前年度と比べまして331人の増となりました。しかしながら、利用料の収入につきましては234万4,200円と、前年度に比べて18万500円のマイナスというような状況です。昨年と比べましてシーズン券の購入者、また1日券の利用者が減ったということで分析をしております。以上で、利用状況についての説明を終わります。

**産業課長**

続きまして、清里町店舗出店等支援交付金実施要綱の一部改正について、3ページで説明させていただきます。本要綱につきましては、本年1月に店舗の新築、空き店舗の活用などにより地域経済の活性化を図ることを目的に制定いたしましたが、要綱中第5条の対象経費並びに関連する別表1について、空き店舗の購入費が補助対象経費に該当するか否かについて、わかりやすい文言に一部修正をいたしましたので、ご報告をさせていただきます。表の左側が改正前、右側が改正後になっており、改正箇所にアンダーラインを引いております。第5条中「店舗の賃借料」を「店舗の購入・賃借料」に改正し、関連する別表1についても同様の改正を行うもので、改正後の要綱については、附則において平成23年10月17日から適用するものでございます。

続きまして、3番目の緑清荘指定管理者の募集状況について、口頭で報告をさせていただきます。緑清荘の指定管理者の受付は、10月3日～11月16日まで行っておりました結果、2事業者から応募がありました。受付順に、法人の住所が清里町上斜里815番地 株式会社しげた

代表取締役 武田昌三氏と、東京都調布市に本社があります、大新東ヒューマンサービス株式会社代表取締役 遠山秀徳氏の2事業者から応募がありましたので、ご報告申し上げます。なお、今後の事務スケジュールについてでございますが、副町長を委員長といたします、指定管理者選考委員会において申請書類の審査、選考等を行い、12月の定例町議会において町条例並びに地方自治法の規定に基づく議会の議決により決定する運びとなっております。本日は、受付期間が終了し、2事業者から応募があったことをご報告させていただきます。

続きまして、追加議案を説明させていただいてもよろしいでしょうか。

#### **村島委員長**

はい。

#### **産業課長**

議案にはございませんが、口頭で追加提案させていただきます。緑町にあります、緑の湯でございますが、一昨日、16日頃からお湯の量が減少し、浴槽の温度が低下する現象が起きております。緑の湯から状況報告をいただき、専門業者に現在原因調査をさせておりますが、現在調査中であり、早急に改善される見込みは今立っておりません。このような状況から、湯量が回復しなければ現状の内風呂と露天風呂の温度管理ができませんので、改善されるまでの間、露天風呂を中止し、内風呂のみで営業することもあり得るといことで、今検討しておりますので、ご報告させていただきたいと思えます。なお、原因調査並びに改善に向けては、札幌市にあります専門業者の地下資源調査所などの協力を得て調査を進めてまいります、状況によっては改善に向けた予算措置も必要になると思えますので、調査結果が判明し次第、また議会と協議させていただきたいと思えます。本日は、緑の湯の湯量が減少していることについての経過を報告させていただきました。よろしくお願いたします。

#### **村島委員長**

何かございませんか。

#### **議長**

ちょっと確認しておきたいのですが、12月に緑清荘の指定管理者の関係ですが、12月の定例会で議会の承認を得るといことで、常日頃、町民会館を利用されての葬儀の見送りの時にいつも言われるのが、議会は何をやっているんだと。厨房は狭くてえらい迷惑だと、いつも町長が怒られないで議員が怒られているという状況なんですよ。それで危惧するのは、今回応募があった2事業所ですが、大新東ともう一つは聞いたことの無い名前なんだけども。

#### **産業課長**

上斜里815番地に法人の住所があります、株式会社しげた 代表取締役が武田昌三氏です。法人の設立は本年9月に設立されたものでございまして、代表取締役の武田さんは、知床第一ホテルの親戚関係にあると伺っております。

#### **議長**

その2つということで、特に地元が関わっていないということで、この採択については副町長が中心となって選考していくと、選考過程の中には議員は入っていないわけですよ。入っていない中で最後の決だけは議会でやると。大新東に決まるのか、しげたに決まるのかわからないけれども、選考委員会で決めてきた事業所が議会に提案されて、それを承認するかしないかと。結果だけは議会に求められるわけです。そして何か問題があったらすぐ議会が悪いと言われるわけですよ。現実に町民会館なんてそうです。ですから、やはりこの辺の選考のプロセスを、大新東に決まりました、しげたさんに決まりましたではなく、プロセスをちゃんと教えてもらわなければ、今までのやり方でいきますと、しげたさんに決まりました、大新東に決まりました、これで上程されて良いか悪いかで終わるわけですよ。そして問題になった時に、議会は何をやっていたんだと必ず言われるから。99%言われるから。その辺注意しておきたいのだけれども、ちゃんと12月定例会前の12月の委員会に審議過程を提示してもらわなければならない。

それともう一つお話をしておきたいと思うのは、今回は事業が終わったということで、パーク場、キャンプ場が出てきているのですが、例えば新目、新しい事業の中間報告はしてもらわないと、例えば新年度、平成24年度の予算が始まっても、新目事業は平成23年度の決算までわからないわけですよ。例えば予算が足りたのか、足りなかったのかということも議論して、平成24年度の新年度予算の時にそれじゃ足りないのではないのかという提案をしなければならぬわけだから。例えばリフォームだって半年経っている。それで事業としては順調ですよとか、効果がありましたとか、そういう話をした上で、予算が少しきついと、3月は足りないかもしれないとか、やっぱりそういう新目の問題については、産業課には説明してもらおう責任があるような気がするんだけど、この2点について聞かせていただきたいと思います。

#### **産業課長**

指定管理者の関係で、議会との協議につきましては、先ほどの説明の中で定例議会と申し上げましたが、当然定例議会に提案する前に常任委員会にも選考経過等を報告した上で協議をさせていただきながら、定例議会に提案すべく進めてまいりますので、よろしくお願いたします。

それから、今年新たにやっております新目事業のリフォームの関係、新店舗の関係につきましても、12月の常任委員会等で経過報告をしていきたいと考えておりましたが、今、メモ書きを持ってきておりますので、ここで口頭ですが報告させていただきます。リフォームの件につきましては、当初30件で、1件当たり30万円限度で900万円の予算計上をさせていただいております。現在、申請が21件、補助金額にしまして490万円ほどになっております。限度30万円でございますが、事業費が90万円を超えないと30万円になりませんので、20数万円という方もおりますので、平均しますと23~4万円ですが、今、21件ほどで490万ほどになっているということで経過報告させていただきます。それから新店舗の件につきましては、2件申請が上がってきておまして、これについては前回の委員会でも報告しておりますが、1件が水元第2の原田自動車工業さんで、此島自動車の空き店舗を活用。もう1件は、旧かどやさんの所で藤野さんが12月中にオープンするというので、今進んでいるところでございます。以上です。

#### **村島委員長**

他にございませんか。



### 池下委員

1点だけ聞きたいのですが、今回藤野さんの方から指定管理の書類が上がってこなかったということで、2社とも本社が清里では無い所から来るのですが、今まで藤野さんがやっていた時の規約があると思うのですが、その辺の何と言いますか、外部から来た時に規約をそのまま使うのか。それとも変更しながら随時変えながらやっていくのか。これは雇用の問題とか、ああいう所ですから食材の納入とか、そういうことにいろいろと絡んでくると思うのですが、その辺どうなのでしょう。

### 産業課長

ただ今お話のありました、2社とも清里町に今まで事業所を構えていない事業所ということでありまして、しげたさんのつきましては、上斜里に事務所を構えていること、それから大新東ヒューマンサービスにつきましては、本社は東京でございますが、北海道内で広く指定管理を受けている業者ということで、近場では小清水町のふれあいセンターの指定管理を受けていると。また、清里町におきましても、給食センターの業務委託契約を受けているということで、清里との仕事の関わりは多少あると思っております。今後、審査の中では清里町にも営業所なりを置いていただくような形も考えられるのかと思っております。それから物資の購入等につきましては、申請段階では特に清里の物を全面に使いなさいということはございませんが、今後の申請書類の中には、そういうものも期待されているものもありますので、その部分も含めながら選考してまいりたいと思っております。

### 池下委員

雇用の方はどうなのでしょう。清里の方を優先に使っていただけるとか、そういう文言というのはあるのでしょうか。

### 産業課長

申請書の中に、雇用をどうするかという部分もありまして、その中にはいろいろと記載されている部分がありますので、選考委員会の中でその辺も十分見極めながら選考してまいりたいと考えております。地元の人を全面的に使いたいという内容で書かれているところもありますし、記載されていないところもあったりしますので、その辺は今後考慮しながら選考してまいりたいと考えております。

### 加藤委員

先ほど議長からも池下委員からも言われたように、12月の定例会前の委員会に提示されるということなんですが、定例会前の委員会は10日ぐらい前とかで。これからいよいよ、いろんな問題の中で選考に当たっては大変苦労なされると思うわけです。そういう中で重点にしていく項目、あるいは考え方、今回はこういう考え方で選考に入りますと言うのは、早い段階で委員会に提示をされ、また、議会の要望もできればいただいた中から選考準備に入っていくという、そのくらいの構えと姿勢をしていただいた方が良いと思う。今回の場合は本当に町外ばかりになるので、最初に議長が言われたように、提案されて賛成か反対かって言われたら、皆わからないとい

うことも十分にあり得る状態だと思うので、その辺も十分に定例会前に提示しますと言う前に、もっと選考する前の段階で委員会に提案されることを希望しておきます。

**産業課長**

選考委員長になります、副町長の方に十分伝えておきたいと思います。

**村島委員長**

私からも、先ほども議長からお話がありましたし、加藤委員からお話のありました、この緑清荘の件ですが、今お話があったように、今のような状況では後から後始末を議会の方に振られても困りますので、委員会としても事前に提案という形で、きちっとその辺進めていただきたいと要望しておきます。

その他、ありませんか。

(「なし」との声あり)

**村島委員長**

それでは、これで産業課終わります。ご苦労様でした。

**村島委員長**

引き続き、2の道内所管事務調査についてであります、先ほど皆さんもご承知のとおり、総務文教委員会の方で審議されまして了解されておりますので、これはパスしたいと思いますがよろしいですか。

(「はい」との声あり)

**村島委員長**

それでは、3の意見書の検討について、事務局お願いします。

**事務局主任**

それでは、3の意見書の検討についてです。TPP協定交渉参加に向けた関係国との協議開始に関する意見書ということで、昨日、清里町農民連盟から意見書が提出されております。内容につきまして、一番最後の7ページでご説明いたします。この関係につきましては、以前より各自自治体、関係団体から協定交渉の参加については反対や慎重な対応を求めるということで、議会からも意見書を出してはいましたが、11月11日に協定交渉参加に向けての協議を開始するという表明がされまして、それを受けての意見書でございます。今後十分な情報提供とあわせて国民的な議論を引き続き行い、国民の合意のないままに協定に参加しないことを要望する、という内容となっております。提出先は6カ所でございます。以上、意見書を11月28日に予定されております臨時会に提案してはいかがかということで、内容と提案に向けてのご協議をよろしく願い申し上げます。

**村島委員長**

事務局から説明ございましたけれども、意見書について何かございませんか。

(「なし」との声あり)

**村島委員長**

お話がありましたように、11月28日の臨時議会でということでございます。よろしいですか。

(「はい」との声あり)

**村島委員長**

次に4点目の次回の委員会の開催について、事務局お願いします。

**事務局長**

次回の委員会につきましては、定例会前の12月12日月曜日ということで、よろしくお願いたします。以上でございます。

**村島委員長**

5番のその他、ありませんか。

**事務局長**

ございません。

---

#### 閉会の宣告

**村島委員長**

無いようですので、第12回産業福祉常任委員会を終了いたします。ご苦労様でした。

(閉会 午前10時35分)